

令和 4 年 9 月 28 日

第 14 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和4年9月28日
午後1時30分～午後3時20分
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

なし

その他出席者

吉岡、犬渕、倉本、荒木、大島

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地判断について
議案第 9号	出水市農業委員会職員の出向について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第14回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

ただいまの農業委員の出席は19人で定足数に達しております。

なお、本日は農業委員、推進委員ともに全員出席です。

議事録署名委員を指名いたします。

7番委員と18番委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局お願いします。

事務局 (議案第1号について総会資料により説明)

議長 12番委員の調査結果の報告をお願いします。

12番 12番です。9月22日、16番委員、24番委員、事務局職員で調査審議した結果を報告します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第9-1項から3項までを報告いたします。まず、所有権移転第9-1項です。位置図は5ページの左側を御覧ください。申請地は、櫛木海洋公園から東へ約340mほど行った所にあります。許可後は野菜を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。申請地から譲受人の居住地までの距離は約500mくらいです。申請地の畑はきれいに耕作され、すぐにでも冬野菜の種や苗が植えられる状態でした。

続きまして、所有権移転第9-2項についてです。位置図は、5ページの右側と6ページの左側を御覧ください。申請地は、一本松休憩所から南へ約630mの所に〇〇〇〇番があり、また一本松休憩所から380mほど行った所に〇〇〇〇番があります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。申請地から譲受人の居住地までの距離は、直線距離で約770mくらいです。申請地2筆では、既にもう水稻が耕作され台風の影響も見受けられず、間もなく稲刈りができる状態でした。

続きまして、所有権移転第9-3項です。位置図は6ページの右側を御覧ください。申請地は、高尾野支所から南へ約490mほど行った所にあります。許可後は水稻を耕作されるとのことでした。申請人との関係は他人です。申請地に隣接する北側のうち、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番は、譲受人名義の農地で既に耕作中でした。申請地から譲受人の家までは、直線距離で約150m程度です。位置図でもわかりますように、〇〇〇〇番から〇〇〇〇番までは、5筆全て水稻がきれいに耕作され、こちらの申請地も間もなく稲刈りができる状態で、台風の影響も見受けられませんでした。以上、所有権移転第9-1項から3項までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 16番委員の調査結果の報告をお願いします。

16番 16番です。調査日時等につきましては、先ほど12番委員から報告がありましたので省略します。私は所有権移転第9-4から9-6までについて報告をします。まず9-4ですが、位置図が7ページの左側になります。斜線部分が今回所有権移転の所ですが、場所がツジテックを南東へ550mぐらい行った場所です。この畑の隣に宅地とありますが、ここが申請者の自宅というようなことです。現状は雑草に覆われておりましたが、除草剤を散布してあり、きれいに枯れた状態になっておりました。それとここのほ場はパイプハウスが3棟ほど建っておりまして、2棟についてはパイプのみで一つは寒冷紗等がかぶった状態でした。あと耕うん等すればすぐ使える状態だというふうに思いました。

次に9-5ですが、位置図が7ページの右側になります。ここの畑は、東大野原自治公民館の向かい側にある所で、道路沿いに細く長い畑というようなことで、幅が大体3mぐらいの幅の畑でした。畑というか植木等が植えてあったような状態な所でした。もう一つが田んぼがありまして、位置図が8ページの左側になります。大豊工業から北へ約240mほど行った田んぼでした。水稻が作付けされてきれいに倒伏もなく、栽培されているような状況でした。特に問題もありませんでした。

最後に、9-6ですが、位置図が8ページの右側になります。ここに3筆ありまして、あと次のページの9ページ、これの左側と右側、計5筆になります。ここの場所につきましては先ほど説明がありましたが、親子間の所有権移転ということで、我々調査委員は現地に行かずに説明を受けました。申請者、現在全筆耕作中というふうに報告を受けました。以上、第9-4から第9-6については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんでしょうか。はい、ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転については、全件許可すると決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

退席が関係する案件で該当がございましたので、18番委員、退室をお願いします。

(18番委員 退室)

議長 事務局お願いいたします。

事務局 (議案第2号申請番号9-22について総会資料により説明)

議長 12番委員お願いします。

12番 12番です。9月22日、16番委員、24番委員、事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定いたします。

入室をお願いします。

(18番委員 入室)

事務局をお願いします。

事務局 (総括表に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。16番委員、お願いします。

16番 16番です。調査日時等につきましては、先ほど報告しましたので省略します。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号農地中間管理権の取得について及び議案第4号農用地利用配分計画については、適当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局 (議案第5号除外第1項について総会資料により説明)

議長 6番委員をお願いします。

6番 6番です。9月26日、17番委員、25番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、36ページ左の申請地籍図を御覧ください。申請地は福ノ江町、福之江保育園から南へ400mほどに位置し、現在は不耕作の畑でございます。申請地の左の〇〇〇〇番の宅地と〇〇〇〇番〇の宅地は奥様の実家があり、その申請地に一般住宅を建てられるそうです。申請面積は一般住宅1棟を建築する敷地面積として394㎡であり、妥当であると思われます。造成については20cmから30cm程度盛土を利用して、土砂が流れないようにされるそうです。隣接農地等との境にはブロックを設置予定です。生活雑排水は合併浄化槽へ、雨水は申請地上の田んぼの境の所に、排水路が通っておりましたので、そこに流されるそうです。農用地区域の外周に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。はい、調査員の報告ではやむを得ないと報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については、やむを

得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第6号について総会資料により説明)

議長 1番委員、調査の報告をお願いします。

1番 1番です。9月26日、9番委員と27番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は大野原町の北薩森林組合出水支所から南へ400mほどに位置し、不耕作の畑です。地図は38ページの左の方を御覧ください。自分の土地に建てるということですね。手前の道路際に建てるということでした。申請面積は、一般住宅の1棟の敷地面積として426㎡であり妥当であると思われれます。造成については、道路面より現状が低かったので道路面まで35cm上げて道路より奥へ勾配がついて、下がっている状態だったんで、奥の部分を1m上げるぐらいの造成をする予定です。隣接する農地との境界ブロックを設置する予定をしています。生活雑排水は合併浄化槽へ、雨水は道路側溝を利用するそうです。周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的の問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局、調査委員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。ないようです。調査委員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第6号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号第9-1項について総会資料により説明)

議長 17番委員、調査の報告をお願いします。

17番 17番です。議案第7号農地法第5条の許可申請について、9月26日、6番委員と25番委員と事務局職員で調査し、審議した結果を発表いたします。地図は41ページの左側になります。御覧ください。本件の申請地は、下鯖町、加紫久利神社から南西へ150mぐらいの所に位置し、不耕作の畑です。隣接する宅地1筆と、この右側の所になりますが、一体利用する予定で、現在は少し造成が進んでいるような状況でありました。申請面積は、宅地分譲5区画分の面積として、一体利用地と合わせて1,500.19㎡であり、妥当であると思われれます。本地の造成については、20cm程度盛り上げ、盛り土をして、12cm程度切土を実施し、土地の形状に合わせるそうです。隣接地境界にはブロックを設置し、土砂が流れないように措置をとるということです。生活雑排水は下水道へ、雨水については新設する道路に排水路を取付け、道路側溝へ流すとのこと。周辺農地もありませんし周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的の問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第9-2項をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 9番委員、調査の報告をお願いします。

9番 9番です。9月26日、1番委員、27番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、地図は41ページの右側になります。中央町、この地図の左側が箱崎八幡神社になるようです。南東へ250mの所に位置しております。反対側入り口の方には、森本不動産がありまして国道328が走っている所です。不耕作地の畑でありました。申請面積は、貸家2棟を建設する面積として529㎡であり、妥当であると思われます。造成については、現状のまま利用する予定でしたが、雨水等の勾配をとる必要から盛土をするということで、なお、隣接する農地等の境、農地といいますか住宅ですが、一部畑がありますが、境には既にブロック塀が設置されておりました。なお、盛土に対しては、ブロックの増設、積み増しをされる予定とのことでありました。生活雑排水は近くの下水道、雨水は道路側溝を利用する予定です。この地図から左側の宅地〇〇〇番〇のすぐ左の所には側溝があります。周囲は大半が住宅地で、農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題がないので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、第9-3項をお願いします。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 1番委員、調査の報告をお願いします。

1番 1番です。調査日等については、先ほど報告したので省略いたします。申請地は高尾野町柴引、高尾野中学校から南へ100mほどに位置した不耕作の畑です。申請地の地図は42ページの左の方を御覧ください。周辺はもう宅地に囲まれてる状態の畑で、実際不耕作地ですね。空き地という状態でありました。申請面積は、一般住宅の1棟の敷地面積として423㎡であり、妥当であると思われます。造成については、道路高さと調整するために、30cm程度の盛土を行い、隣接する向いの境界とか左をですね、建物間にブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は下水道に、雨水等は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、第9-4項をお願いします。

事務局 (第4項について総会資料により説明)

議長 6番委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番です。調査日時等は、先ほど報告しましたので省略いたします。9-4項については35ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第1項で説明しましたので省略いたします。よって調査の結果、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第9-5項の説明をお願いします。

事務局 (第5項について総会資料により説明)

議長 1番委員、調査の報告をお願いします。

1番 1番です。申請地は麓町、西之口交差点から東へ150mほどに位置し、不耕作地の畑です。位置図は、43ページの左の方を御覧ください。周りの状況は、右側が宅地で団地があって、左手がその申請者のアパートが何件か並んでるという状態でした。申請面積は貸家2棟及び駐車場の敷地面積として、1,008㎡であり妥当とであると思われます。半分ぐら

いが駐車場で、半分下の側にですね、2棟貸家を造るということでした。造成については、道路面から高い状態であったので、進入スロープを設置するために、80cmぐらい切土を行うということです。隣接する農地にはブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用する予定です。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、第9-6項の説明をお願いします。

事務局 (第6項について総会資料により説明)

議長 9番委員、調査の報告をお願いします。

9番 9番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略させていただきます。申請地は、向江町、地図は43ページの右側になります。JA出水事業所から南へ約300mに位置しております。ちょうどルミエール出水の裏側に当たる所です。おれんじ鉄道沿いで、住宅に囲まれた所で、不耕作の畑でありました。申請面積は、一般住宅1棟を建設する面積として、一体利用を含めて643.52㎡であり、一般住宅の基準であります500㎡を超えておりますが、先ほど説明がありましたように、形状がいびつであって、御覧のとおり地図、〇〇〇番の宅地を見ていただきますと、細くいびつでありましたので、宅地部分だけでは接道が取れないということや回転スペースが必要なことなどから、理由書が添付されており、妥当であると思われます。造成については現状のまま利用するというので、隣接する田んぼの〇〇〇番田んぼですが、地番側については境界にはブロックを設置をする予定ということであります。生活雑排水については合併浄化槽、雨水については、もう既に排水路が道路側溝の方に出来ておりましたので、そちらを利用するというのであります。周辺に後ろ前に水田等があつて心配されましたが、特にびしゃっとされますので、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的には問題がないと思いますので、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長 続きまして、第9-7項の説明をお願いします。

事務局 (第7項について総会資料により説明)

議長 17番委員、調査の報告をお願いします。

17番 17番です。第9-7項です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。申請地は、高尾野町下水流、下水流小学校から北へ250mぐらいの所に位置し、現在は不耕作地の畑です。地図は44ページの左なんです、申請地の左側部分はほとんど新しい、皆さん何回か行かれたかと思うんですが、新しい家が建っておりました、申請面積は一般住宅1棟の面積として478.99平米であり、妥当であると思われます。造成については現状のまま利用して、隣接地境界にはブロックを設置し、土砂が流れないように措置をするということです。生活雑排水は下水道へ、雨水は道路側溝へ放流するとのこと。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では全件許可相当との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 続きます、議案第8号非農地判断についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第8号第9-1項について総会資料により説明)

議長 17番委員、調査の報告をお願いします。

17番 17番です。議案第8号非農地判断について、調査日等については先ほど報告しますので省略します。申請地は野田町上名、岩元公民館から東へ700mほどぐらい行った所に位置し、周囲は山林に囲まれて、現地へは直接行けないような状況になっている所です。地図の方は46ページの右と左ですね、なんです、事務局の方から航空写真等見させていただいて、田と畑ということだけでしたけども、孟宗竹やら大きい杉が生えているような状況でございました。そういうところから、申請どおり年月は相当経過していると思われ、農地への復元は非常に困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きます、第9-2項の説明をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 6番委員、調査の報告をお願いします。

6番 6番です。調査日時等については先ほど報告したので省略いたします。議案第8号非農地判断について、9-2項でございます。47ページの申請地地図を御覧ください。申請地は米ノ津町、スーパーよしだ米ノ津店から西へ150mほどに位置していました。申請地の下の宅地〇〇番に家があり、そこに住まわれておられました。〇〇番の宅地にはですね、家がありましたが、屋根が崩れ落ちて出水市から危険家屋と指定されているほどに、荒れている状態でした。宅地の周辺、斜面の申請地の所ですが、雑草とか大きくなった雑木とか覆っていて、直接中に行けない状態になっておりました。そのため隣の家から庭を通過して、現場を確認しました。現場の状況から見て申請どおり年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態ですので、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では、全件承認との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第8号非農地判断につきましては、全件承認と決定します。

議長 引き続きまして、議案第9号出水市農業委員会職員の出向についてを議題といたします。

出水市農業委員会事務局職員の出向につきましては、農業委員会法第26条第3項の規定に基づき職員の任免は農業委員会の決議によって行われるものです。

出向者につきましては〇〇〇〇さんが令和4年10月1日付けで出水市長事務部局へ出向となっています。議案第9号出水市農業委員会職員の出向につきまして、皆さん方の御意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、御意見等ありませんので議案第9号出水市農業委員会職員の出向につきましては、同意と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○令和4年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について(事務局説明 省略)

○農業委員会活動記録簿の作成について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第14回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印